

岡山県産業人材育成ニーズ調査事業に関する
業務委託参加意思確認及び企画提案を求める公告

次のとおり、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者からの企画提案書等の提出を募集する。

令和7年6月2日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 提案に付する事項

- (1) 業 務 名 岡山県産業人材育成ニーズ調査事業
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和7年10月31日までの間
- (4) 委託金額 3,793,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2 業務委託に参加できる者の資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- イ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下、「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- ウ 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類4調査・研究、小分類1調査・研究（社会経済分野）」であり、格付区分がAであること。
- エ 岡山県内に本店、支店又は営業所、事務所があること。
- オ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- カ 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- キ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(2) 技術力に関する要件

統計調査とその集計・分析に関するノウハウを有すること。

(3) 守秘性に関する要件

- ア 企業等の服務規程として、業務上知り得た情報を漏らさないという条件が満たされていること。
- イ 執務室は施錠可能であり、機密書類を保管するための施錠可能な保管庫等を備えていること。
- ウ 業務に使用するコンピュータにアンチウイルスソフト導入等のセキュリティ対策措置がとられていること。

(4) 業務実績に関する要件

過去3年以内に、国、地方公共団体等の公的機関が行う同様業務の契約実績を1件以上有すること。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称及び契約条項を示す場所

岡山県産業労働部労働雇用政策課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話：086-226-7387

FAX：086-226-7869

電子メール：rosei@pref.okayama.lg.jp

4 業務委託参加手続き等

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間

本告示日から令和7年6月13日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、岡山県産業労働部労働雇用政策課ホームページからダウンロードすることができる。（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>）

(2) 仕様等に対する質問の受付及び回答

ア 受付期間

本告示日から令和7年6月13日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 質問方法

「仕様書に対する質問・回答書」（様式第1号）により、上記3へ電子メールにより提出すること。送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。

ウ 回答方法

電子メールにより回答する。なお、必要に応じて、内容を岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページに掲載することがある。

(3) 参加資格確認申請書（様式第2号）の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和7年6月13日（金）午後5時

イ 提出場所

上記３の場所に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとし、４（３）アの提出期限必着のこと。）により、参加資格確認申請書（様式第２号）を提出すること。なお、ＦＡＸ又は電子メールによる提出は受け付けない。

（４）業務委託参加資格要件の審査及び通知

参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を書面により通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

５ 企画提案書等の提出

（１）提出期限

令和７年６月２３日（月）午後５時

（２）提出場所

上記３の場所に同じ

（３）提出方法

持参又は郵送等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとし、５（１）の提出期限必着のこと。）

なお、ＦＡＸ又は電子メールによる提出は受け付けない。

（４）提出書類

① 岡山県産業人材育成ニーズ調査事業に関する提案書（様式任意）

提案書には、おおむね次の項目について記載すること。

ア 事業全体に対する貴社の基本的な考え方、取組方針

イ 業務の執行体制

ウ 回答率向上に向けた取組方針

エ その他業務趣旨に沿った特別な取組等

オ 提案書の連絡責任者（役職名、氏名、電話番号、ＦＡＸ番号等）

② 見積書

ア 総額及び項目別費用を明記すること。

イ 項目別費用の内訳は、できる限り詳細に記載すること。

③ 法人に関する調書（様式第３号）

（５）提出部数

① 提案書 ４部

② 見積書 正本１部

③ その他必要な書類 正本１部

６ 提案書の審査等

（１）審査方法

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

（２）審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

7 契約書の作成要否

要

なお、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなす。

8 契約保証金

岡山県財務規則（昭和 6 1 年岡山県規則第 8 号）第 1 5 3 条及び第 1 5 5 条の規定による。

9 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格のない者及び上記 4 (3) アの期限までに所定の参加資格確認申請書を提出しなかった者が提案したとき
- (2) 提案書が、上記 5 (1) の提出期限を越えて提出されたとき
- (3) 委託額が、上記 1 (4) の上限を超えて提出されたとき
- (4) 提案書に不足又は虚偽の内容があったとき
- (5) 提案者が、上記 2 に定める業務委託に参加できる者の資格を喪失したとき
- (6) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき

10 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。
- (2) 提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出する提案書は、企画提案参加者ごとに 1 案のみとする。
- (4) 提案書の作成等に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、契約の相手方の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 審査経過については公表しない。
- (8) 本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約締結に係る経費は、全て受託者の負担とする。